

令和9年度 大阪市立学校長・幼稚園長採用選考募集要項

大阪市教育委員会

大阪市教育委員会は、大阪市教育行政基本条例及び大阪市立学校活性化条例並びに大阪市教育振興基本計画に示された教育改革の方向性に沿って、学校長・幼稚園長として学校を運営できる人材を広く求めるため、採用選考を実施します。

1 求める人物像

- (1) 大阪市教育振興基本計画で定める3つの「最重要目標」である「安全・安心な教育の推進」、「未来を切り拓く学力・体力の向上」及び「学びを支える教育環境の充実」の主旨を理解し、これらの達成に向け本市が推進する教育施策を実現できる人
- (2) 常に子どもの目線に立ち、子どもたちにとって将来にわたって必要となる力をはぐくむなど、子どもたちの最善の利益を実現することができる人
- (3) 子ども、保護者及び地域住民からの信頼のもと、保護者及び地域住民との連携及び協力を図ることができる人。さらに、学校や地域の実情に応じた特色ある教育実践を創造し、子どもたちの活気にあふれる学校づくりのできる人
- (4) 教職員との信頼を基盤として、リーダーシップを発揮して管理職を中心とした学校の組織マネジメント体制を構築することができる人。また、教職員の能力、適性及び勤務意欲の向上を図るよう支援し、教職員の力を結束して安定した学校運営を行うことができる人
- (5) 教育的識見、高い倫理観や柔軟な発想、企画力を有し、常に向上心をもって教育者として研究と修養に努めることができる人

2 応募資格

次の応募資格A又はBのいずれかに該当する人

(1) 応募資格A（民間企業その他組織の管理職経験者）

次の各号に掲げる項目の全てを満たす人

- ① 日本国籍を有し、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しないこと。また、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第7項に規定する「特定性犯罪」の前科がない（同法第2条第8項に規定する「特定性犯罪事実該当者でない」）こと。（6、7ページをご参照ください。）
- ② 令和9年4月1日時点で、年齢が満35歳以上であること
- ③ 民間企業や行政機関、研究・教育機関等において、管理職の経験を有する人又はそれと同等以上の経験を有すること
- ④ 申込時点で、本市の職員（教員を含む[※]）でないこと
- ⑤ 研修予定期間の令和9年1月1日から同年3月31日までの間（閉庁日を除く。）、午前9時から午後5時30分まで勤務が可能なこと

※ただし、令和8年度末で大阪市立学校任期付校長の任期が満了する方は受験可能です。

※大阪市立学校任期付校長として2回連続で任用されている場合は応募できません。

(2) 応募資格B (本市教職員)

(ア) 学校長

次の各号に掲げる項目の全てに該当する人

- ① 現に大阪市立学校の副校長、教頭又は大阪市教育委員会事務局若しくは学校以外の教育機関の次席指導主事、総括指導主事、指導主事(教育職給料表(1)3級である者に限る)又は管理主事として勤務しており、その経験年数が申込時点で通算して1年以上あること
ただし、人事交流等により現に大学その他の機関へ派遣されている人は、派遣前に上記の経験年数を満たしていた場合には、本号に該当するものとみなす
- ② 令和9年4月1日時点で、満59歳以下(生年月日が昭和42年4月2日以降)であること
- ③ 日本国籍を有すること

(イ) 幼稚園長

次の各号に掲げる項目の全てに該当する人

- ① 現に大阪市立幼稚園の主任として勤務しており、その経験年数が申込時点で通算して5年以上あること
- ② 令和9年4月1日時点で、満59歳以下(生年月日が昭和42年4月2日以降)であること
- ③ 日本国籍を有すること

3 採用期間

(1) 応募資格A

- ・ 一般職の任期付職員の大阪市立学校長として採用します。
 - ・ 学校長としての任期は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとします。
- なお、令和9年1月1日付けで大阪市教育委員会の会計年度任用職員として採用し、採用前研修に参加していただく予定です。(予定期間：令和9年1月1日から同年3月31日まで)
- ※任期は1年ごとに更新することとし、勤務実績に問題がなければ、令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間を基本とします。
- ※大阪市教育委員会が特に必要と認める場合は、3年間を超えて任期を更新することがあり、最長5年間とします。
- ※勤務実績の不良や適格性が欠如していると認められる場合は、任期の途中であっても他の職へ人事異動や分限処分(免職)を行うことがあります。
- ※任期を通じて勤務成績が特に優秀と認められる場合は、任期終了後に選考を経て、大阪市教育委員会事務局若しくは学校以外の教育機関の管理職へ中途採用する可能性があります。
- ※学校長として採用された場合、任期中は、営利企業等への従事制限等、地方公務員法及び教育公務員特例法の服務に関する規定が適用されます。
- ※国家公務員又は地方公務員として勤務している者が採用となる場合、現在の勤務先を令和9年3月30日以前に退職いただく必要があります。(本市の職員(教員を含む)を除く)

(2) 応募資格B

- ・ 任期を付さない職員の大阪市立学校長又は幼稚園長として採用します。

4 募集校種及び募集予定人数

小・中学校共通：70名程度（応募資格A・B合計）

幼稚園：若干名（応募資格Bのみ）

※ 配置校・勤務先等は、大阪市教育委員会で決定します。

※ 応募資格Aの方は、小学校・中学校のどちらを希望するか順位を付けてください。

※ 小・中学校共通で採用となった人は、義務教育学校及びデザイン教育研究所で勤務する場合があります。

5 選考方法

(1) 第1次選考（書類選考及び論述試験）

論述試験実施日：7月11日（土）

- ・ 実施時間及び場所は、申込者へ受験票を送付することにより通知します。
- ・ 書類選考と論述試験の結果をふまえ合否を決定します。
- ・ 第1次選考の結果は、令和8年8月中旬頃から8月下旬頃に受験者全員に通知します。

(2) 第2次選考（集団面接）

- ・ 令和8年9月上旬頃から9月中旬頃までに実施する予定です。
- ・ 集合時間及び場所は、第1次選考合格者に通知します。
- ・ 第2次選考の結果は、令和8年9月末頃に受験者全員に通知する予定です。

(3) 第3次選考（個人面接）

- ・ 令和8年10月頃に実施する予定です。
- ・ 集合時間及び場所は、第2次選考合格者に通知します。
- ・ 第3次選考の結果は、令和8年11月中に受験者全員に通知する予定です。

※ 第1次選考後、合格者数等の公表の際に、論述試験問題、評価項目と評価の観点について公表します。

※ 応募資格Bの申込者のうち、大阪市教育委員会事務局若しくは学校以外の教育機関の次席指導主事、総括指導主事、指導主事（教育職給料表(1)3級）又は管理主事として勤務している人、及び前年度の大阪市立学校長・幼稚園長採用選考において第2次選考を合格した人については、第1次選考及び第2次選考を免除します。

※ 応募資格Bの第3次選考合格者は、名簿に5年間登載され、その間は全ての試験が免除されます。

6 受付期間

令和8年5月14日（木）から 同年6月12日（金）まで

7 応募方法等

(1) 応募資格A

(ア) 応募に必要なとなる書類

- ① 受験申込書(1)～(4)
- ② 返信用封筒1通

※ 定形封筒(長形3号:235mm×120mm)に410円分の切手を貼り、住所・氏名を明記してください。

(イ) 応募方法

上記①、②を角形2号封筒(A4版用、332mm×240mm)に入れ、表に「大阪市立学校長採用選考申込」と朱書の上、簡易書留で下記応募先へ送付してください。

(令和8年6月12日(金)消印有効)

(ウ) 応募先

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

大阪市教育委員会事務局 教職員人事担当 教員採用・管理職人事グループ

(エ) 注意事項

①簡易書留によらない郵便での事故等は、一切考慮しません。

②提出された書類は、返却しません。

※提出書類等に記入された情報は、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理し、選考以外の目的に使用することはありません。

③応募に必要なとなる書類が不足している場合や、返信用封筒に410円分の切手が貼付されていない場合には、応募が無効となる場合がありますのでご注意ください。

(2) 応募資格B

(ア) 応募に必要なとなる書類

受験申込書(1)(2)(4)

(イ) 応募方法

上記受験申込書を封筒に入れ、表に「学校長(又は幼稚園長)採用選考書類在中」と朱書の上、下記応募先へ送送により提出してください。

(令和8年6月12日(金)必着)

(ウ) 応募先

大阪市教育委員会事務局 教職員人事担当 教員採用・管理職人事グループ

8 実施要項、受験申込書等の入手方法

(1) ホームページからダウンロードする場合

大阪市教育委員会事務局ホームページからダウンロードすることができます。

URL (<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/>)

(2) 配布場所で直接受け取る場合

応募先（大阪市教育委員会事務局教職員人事担当）で入手することができます。

9 給与等

給料及び諸手当等は、大阪市の「職員の給与に関する条例」その他の関係諸規定に基づき支給します。

※ 給与年額の見込みは、1年間勤務した場合に、令和8年5月現在の試算で、

- ・ 小学校・中学校：満45歳で約1,010万円、満55歳で約1,040万円

となります。上記金額に扶養手当、住居手当、通勤手当等は含みません。給料は、経歴等により異なります。

なお、上記金額は、あくまでも令和8年5月現在の試算であり、大阪市人事委員会勧告等を踏まえ給与改定が実施された場合には、変動することがあります。

※ 応募資格Aの第3次選考合格者が採用前研修に参加した期間は、大阪市教育委員会の会計年度任用職員の報酬を支給する予定です。なお、通勤に要する費用は、実費相当額を別途支給する予定です。

10 その他

(1) 電話等による合否のお問い合わせには、お答えできません。

(2) 応募資格Aの第3次選考合格者は、採用時に略歴等を公表することがあります。

(3) 応募資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。また、提出書類の記入事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

(4) 公債権の滞納については、懲戒処分の対象となります。

(5) 第3次選考合格者には、学校長としてふさわしくないと認められる事由が公私を問わずに判明した場合、大阪市教育委員会の求めに応じ、積極的に誠意をもって調査に協力していただきます。

問い合わせ先

大阪市教育委員会事務局 教職員人事担当 教員採用・管理職人事グループ

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

電話 06(6208)9123

【特記事項】

- ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「子ども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
 - ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、子ども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認する予定です。また、採用内定後には、犯罪事実確認のための手続を行う予定です。
 - ・詳細については、採用選考過程及び採用内定後に案内します。
- ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、以下の条文をご参照ください。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
 - 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
 - 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
 - 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
 - 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
 - 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
- 8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
 - 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
 - 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
 - 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪
- 2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

【資料】

(令和8年5月時点)

◎「大阪市教育振興基本計画」URL→<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000675819.html>**【参考1】****○地方公務員法第16条(欠格条項)**

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○学校教育法第9条(校長・教員の欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【参考2】**○大阪市職員基本条例第28条(懲戒の基準)**

任命権者は、別表非違行為の類型欄に掲げる非違行為(職員が法第29条第1項各号のいずれかに該当することとなる行為をいう。以下同じ。)の類型に応じ、同表懲戒処分の種類欄に定める懲戒処分の種類のうちから、職員が行った非違行為の動機及び態様、公務内外に与える影響、当該職員の職責、当該非違行為の前後における当該職員の態度等を総合的に考慮して、1の種類の懲戒処分(懲戒処分の種類が1である場合にあっては、当該種類の懲戒処分)を行うものとする。

【別表(抜粋)】

- 31 任命権者の許可を得ることなく、営利企業その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事すること
- 44 公的な債権を滞納し、履行の督促にもかかわらず支払わないこと

現職校長からのメッセージ

小 学 校

生嶋校長先生 住吉小学校：内部人材

校長として2年目を迎え、初任の1年間を振り返ると、そこには何物にも代えがたい充実した日々がありました。

廊下を歩けば「校長先生！」と笑顔で駆け寄る子、授業中に「教えて！」と手を引く子。そんな子どもたちの屈託のない姿に、私自身が毎日心を救われています。校長の最大の魅力は、学校全体の成長を誰よりも近くで見守り、自らの情熱で教育環境をより良く変えていけることです。

授業や行事で子どもたちが目を輝かせ、主体的に学ぶ姿を目の当たりにする感動は、この職責だからこそ味わえる特別なものです。もちろん責任は重大ですが、学校が活気づき、地域に信頼される場へと進化していく手応えは、大きな達成感をもたらしてくれます。

次世代を担う子どもたちのために情熱を注ぎ、共に汗を流す教職員への感謝を胸に、全力で子どもたちと向き合える日々を過ごせることは、私にとって何より幸せな時間です。

中 学 校

明石校長先生 南港北中学校：外部人材

「太い根っこがあれば、多少のことでは折れたりしない。その太い根っこを育てたい！」という思いで大阪市の中学校で働くことを決意しました。

府立高校での経験から、学校外の教育資源と連携して義務教育のうちにしっかりと太い根っこを持った生徒を育てる目標を立てました。実際着任してみると、砂地に水が吸い込まれるように生徒たちはぐんぐん成長していきました。

中学時代は嵐の中、と表現されますが、凧の日もあり

多様な体験を通して一番大切にしたいことは「生徒自身の自己肯定感を高めること」です。教職員とベクトルを合わせた教育目標を掲げ、保護者、地域、行政といった強力な応援団と一緒に学校運営を進めています。

大きな未来と溢れんばかりの可能性を秘めた生徒たちとの毎日は、エネルギーであり発見の連続であります。「学校は失敗できる場所」です。失敗しながら成長していく子どもたちと共に「明日も行きたくなる学校」を一緒に作っていきませんか！